



平成 26 年 1 月 20 日

各 位

会 社 名 **株式会社インテリックス**  
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 卓也  
(コード 8940 東証第二部)  
問 合 せ 先 専務取締役 鶴田 豊彦  
T E L 03-5766-7639

## 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し 並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成26年1月20日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、それに伴い当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 【本資金調達目的】

当社グループの主たる事業であります「中古マンション再生流通事業（リノベーションマンション事業）」は、首都圏エリアを中心に築年数の経過した中古マンションを一戸単位で仕入れ、高品質で最適なリノベーションを施した上、再度、一般の方に販売する事業を行っております。当社物件は、「リノベーションマンション」というブランド名で、業界に先駆け最長10年のアフターサービス保証を付けて販売しております。

当社グループが属する中古マンション市場は、公益財団法人東日本不動産流通機構によると首都圏の成約件数が16カ月連続（平成24年9月～平成25年12月）で前年同月を上回り、また、成約価格においても12カ月連続（平成25年1月～平成25年12月）で前年同月を上回って推移するなど活発な取引が継続しております。

今後もマンションストックは着実に増加を続け、とりわけリノベーションを必要とする築年数を重ねた物件の割合が高まっていくことが想定されます。こうした中、国の住宅政策も「新築重視」から、良質な中古住宅の活用を意識した「ストック重視」への転換が徐々に図られてきております。このような政策の後押しもあり、首都圏の中古マンション市場は今後もさらに拡大し、中長期的には中古マンションの成約件数が新築マンションの供給戸数を上回る可能性があるかと当社では考えています。

当社グループにおきましても、良好な市況を背景に、採算性を重視した物件の仕入れを推進することで安定した収益を確保しております。そしてさらなる業容の拡大に向け、新株式発行及び自己株式の処分による資金調達を実施することにより、「リノベーションマンション」の素材となる物件仕入れを拡充し、収益基盤と財務基盤の一層の強化を図って参りたいと考えております。さらに、株式売出しも併せて実施することで、当社株式の分布状況の改善及び株式の流動性の向上が図られるものと考えております。

当社グループでは、この好機に対応して資金調達力を強化することで、仕入を従来以上に加速させ、良質なリノベーション物件を供給して参ります。そして、中古マンション流通の活性化に寄与することで企業価値を高め、株主の皆様のご支援に報いて参りたいと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## I. 新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 850,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年1月28日（火）から平成26年1月30日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、岡三証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成26年2月4日（火）から平成26年2月6日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長山本卓也に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 300,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終

ご注意： この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。

また、一般募集における処分価格（募集価格）は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成26年2月4日（火）から平成26年2月6日（木）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長山本卓也に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 普通株式 200,000株  
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 山本 卓也
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売  
出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長山本卓也に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本売出しも中止される。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 普 通 株 式 200,000株  
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われぬ場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 岡三証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 岡三証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、200,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長山本卓也に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

#### 5. 第三者割当による新株式発行

- (1) 募 集 株 式 の 普 通 株 式 200,000株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 決 定 方 法 払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される  
資 本 準 備 金 の 額 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 岡三証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成26年2月21日（金）
- (6) 払 込 期 日 平成26年2月24日（月）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長山本卓也に一任する。
- (10) 前記各号については、第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、オーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集並びに前記「3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、200,000株を上限として岡三証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、岡三証券株式会社が貸借株式の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年1月20日（月）開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式200,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成26年2月24日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

岡三証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、岡三証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年2月18日（火）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、岡三証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

岡三証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、岡三証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、岡三証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	7,678,500株	（平成26年1月20日現在）
公募増資による増加株式数	850,000株	
公募増資後の発行済株式総数	8,528,500株	
第三者割当増資による増加株式数	200,000株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	8,728,500株	（注）

（注）前記「5. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し岡三証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

### 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	300,000株	（平成26年1月20日現在）
処分株式数	300,000株	
処分後の自己株式数	0株	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 調達資金の使途

##### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,573,760,000円について、その全額を平成26年5月末までに中古マンション再生流通事業における販売用不動産の取得資金に充当する予定であります。

当社の具体的なビジネスの流れとしましては、中古マンションを主に個人の方から、不動産仲介会社を通じて一戸単位で当社が仕入れ、その後、最適なりノベーション（再生）プランを作成し、子会社株式会社インテリックス空間設計で高品質なりノベーション内装を施した上で、再度、不動産仲介会社を通じて一般のお客様に販売しております。仕入及び販売に際しては、主として大手不動産仲介会社及び各地域の不動産仲介会社とのネットワークを通じて展開しておりますが、お客様の声、市場のトレンドを把握するため、一部の物件は、子会社株式会社インテリックス住宅販売の仲介により販売しております。

##### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

##### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金に伴う今期の業績に与える影響はありませんが、調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの財務体質強化及び今後の収益基盤拡大等を通じて、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

#### 5. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業拡大のための財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、積極的に株主に対する利益還元を行う業績連動型配当政策を導入いたしております。具体的には、中期的な目標配当性向（連結）を30%以上とする方針であります。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会であります。当社では上記(1)に記載の基本方針に基づき、業績の状況や経営環境等を勘案しながら配当を決定してまいります。

##### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の経営環境に対応すべく、財務体質の強化及び将来の事業展開に充当する予定であり、資金の有効活用による企業価値向上を図っていく方針であります。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△)	7,387.01円	△1,575.20円	2,359.83円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	2,300円 (1,500円)	— (—)	1,000円 (—)
実績連結配当性向	31.1%	—	42.4%
自己資本連結当期純利益率	9.5%	△2.0%	3.0%
連結純資産配当率	2.9%	—	1.2%

(注) 1. 当社は平成25年12月1日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。  
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を連結貸借対照表の自己資本（期首と期末の平均）で除した数値であります。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社はストックオプション制度を導入しており、会社法第236条及び第238条に基づく新株予約権を発行しております。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資実施後の発行済株式総数（8,728,500株）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は1.25%となります。

(平成25年12月31日現在)

取締役会決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	権利行使期間
平成21年5月26日	109,600株	301円	平成23年6月19日から 平成26年6月18日まで

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ① 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年5月期	平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期
始 値	71,000円	45,850円	27,530円	46,700円 □965円
高 値	76,500円	49,000円	66,300円	107,100円 □1,318円
安 値	39,000円	25,000円	25,000円	38,450円 □937円
終 値	45,150円	28,000円	47,300円	98,700円 □1,281円
株 価 収 益 率	6.1倍	—	20.0倍	—

(注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所における株価を記載しております。

2. 平成26年5月期については、平成26年1月17日（金）現在で表示しております。

3. 当社は平成25年12月1日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。平成26年5月期の株価の□印は、当該株式分割による権利落後の株価を示しております。

4. 株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお平成24年5月期は当期純損失を計上しているため、平成26年5月期は未確定のため、それぞれ表示しておりません。

#### ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

### (4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である山本卓也及び当社株主である株式会社イーアライアンスは、岡三証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡り日から起算して90日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式

ご注意： この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は岡三証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、岡三証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行並びにストックオプションの権利行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、岡三証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## II. 親会社以外の支配株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

前記「I. 新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「I. 新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の新株式発行及び自己株式の処分に伴い、当社の親会社以外の支配株主の異動が見込まれるものです。

### 2. 支配株主に該当しなくなる株主の概要

- (1) 氏名 山本 卓也
- (2) 住所 東京都港区
- (3) 上場会社と当該株主の関係 当社代表取締役社長

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前	親会社以外の 支配株主	12,264個 (16.62%)	24,943個 (33.80%)	37,207個 (50.42%)	第2位
異動後	—	12,264個 (14.38%)	24,943個 (29.24%)	37,207個 (43.62%)	第2位

(注) 1. 異動前の議決権所有割合については、平成26年1月20日現在の発行済株式総数

(7,678,500株)より自己株式数(300,000株)を控除して計算し、小数点以下第三位を切り捨てて記載しております。

2. 異動後の議決権所有割合については、異動前の発行済株式総数(7,678,500株)に、前記「I. 新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の募集株式の数850,000株を加算して算出した株式数(8,528,500株)を基準に算出しております。なお異動後には自己株式は所有しておりません。

3. さらに、前記「I. 新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し 3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に伴い、前記「I. 新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し 3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日においては、山本卓也の直接所有分の議決権の数は10,264個となることが見込まれます。

4. 大株主順位は、平成25年11月30日現在の株主名簿を基準に推定しております。

### 4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「I. 新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の払込期日。

### 5. 今後の見通し

本件異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。